

通常流通用抗インフルエンザウイルス薬の供給状況（11月分）について**1. 卸売業者から医療機関への供給量（11月4日～12月1日）**

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------|
| ○ <u>タミフル</u> 約 <u>8.2</u> 万人分 | ○ <u>リレンザ</u> 約 <u>2.6</u> 万人分 |
| （カプセル 約5.5万人分） | |
| （ドライシロップ 約2.7万人分） | |
| ○ <u>ラピアクタ</u> 約 <u>2.0</u> 万人分 | ○ <u>イナビル</u> 約 <u>7.1</u> 万人分 |

2. メーカー・卸売業者の保有量（12月1日時点）

- | | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| ○ <u>タミフル</u> 約 <u>801</u> 万人分 | ○ <u>リレンザ</u> 約 <u>625</u> 万人分 |
| （カプセル 約522万人分） | |
| （ドライシロップ 約279万人分） | |
| ○ <u>ラピアクタ</u> 約 <u>50</u> 万人分 | ○ <u>イナビル</u> 約 <u>584</u> 万人分 |

(参考)

行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（タミフル・リレンザ）の備蓄量

行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬（タミフル・リレンザ）については、平成25年11月末までに約6,575万人分を確保。

○ タミフル

国	備蓄	約3,000万人分
県	備蓄	約2,420万人分
	計	約5,420万人分

○ リレンザ

国	備蓄	約530万人分
県	備蓄	約625万人分
	計	約1,155万人分

※ 都道府県別の内訳は別紙参照

都道府県別の抗インフルエンザウイルス薬備蓄状況一覧 (H25年11月末時点)

No.	都道府県名	備蓄量 (千人分)		No.	都道府県名	備蓄量 (千人分)	
		タミフル	リレンザ			タミフル	リレンザ
1	北海道	1,031.7	57.7	25	滋賀県	251.6	25.2
2	青森県	259.2	14.5	26	京都府	436.2	83.2
3	岩手県	251.8	34.6	27	大阪府	1,009.1	725.0
4	宮城県	425.5	36.3	28	兵庫県	1,040.6	58.2
5	秋田県	204.5	11.4	29	奈良県	167.6	78.1
6	山形県	220.5	30.4	30	和歌山県	184.6	10.4
7	福島県	398.3	83.3	31	鳥取県	103.5	16.0
8	茨城県	549.3	30.7	32	島根県	128.1	15.0
9	栃木県	351.4	40.0	33	岡山県	363.4	20.3
10	群馬県	374.6	20.9	34	広島県	539.0	30.0
11	埼玉県	1,340.0	152.0	35	山口県	270.3	32.1
12	千葉県	1,143.0	63.9	36	徳島県	147.6	8.2
13	東京都	3,840.0	3,840.0	37	香川県	185.5	11.0
14	神奈川県	1,669.2	93.7	38	愛媛県	267.2	14.9
15	新潟県	442.6	24.7	39	高知県	138.4	14.0
16	富山県	203.9	11.4	40	福岡県	901.3	93.4
17	石川県	206.9	20.7	41	佐賀県	192.0	20.0
18	福井県	151.1	8.4	42	長崎県	268.0	15.0
19	山梨県	132.8	39.6	43	熊本県	228.2	47.3
20	長野県	403.2	89.8	44	大分県	221.9	31.3
21	岐阜県	389.8	21.8	45	宮崎県	210.9	11.8
22	静岡県	705.7	39.4	46	鹿児島県	266.0	12.0
23	愛知県	1,378.6	77.1	47	沖縄県	260.8	14.6
24	三重県	347.0	19.5		計	24,202	6,249
					合計	約30,451千人分	

注1) 各都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄は、各都道府県と製造販売業者との契約に基づき、計画的に納入される予定である。

注2) 上記都道府県備蓄分の不足が見込まれる場合には、都道府県からの要請に基づき、国の備蓄分を放出することとしている。

(11月末時点)

- * 1 各都道府県が備蓄しているタミフルカプセル（オセルタミビルリン酸塩）及びリレンザ（ザナミビル）、それぞれの備蓄量（人数分）を掲載している。
- * 2 抗インフルエンザウイルス薬の製造販売業者と各都道府県との契約に基づき、備蓄用として平成25年11月末までに納品された抗インフルエンザウイルス薬の数量を計上している。
- * 3 県内に患者が発生した場合に備え、各都道府県が保健所等に配置換えをした抗インフルエンザウイルス薬の数量を含んでおり、数量は千人単位としている。